



おぐら
尾倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和4年7月15日(金)発行
校長 栗原 博 巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

新型コロナウイルス感染症拡大について

6月より新型コロナウイルス感染症が再拡大しています。(報道によると第7波と言われています)

福岡県では「コロナ警報」が発出されていますが、行動制限はありません。

北九州市のホームページに載っているように、北九州市内の小・中・特別支援学校では学級閉鎖や学年閉鎖が増加しています。学級閉鎖は3名以上の陽性者が確認された学級に適用されるもので、2名以下の学級は市のホームページには載らないことになります。したがって、学校関係の感染者数はかなりの数にのぼると予想されます。

今週は3連休で部活動の市内大会も予定されています。さらに、来週から夏休みです。昨年の夏もコロナ感染が拡大したように、今年も油断できません。夏休みは、子どもたちは家庭に戻ることになります。ご家庭でも感染対策を十分にとっていただきたいと思います。

7月7日の市長定例記者会見では、福岡県内で新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、市内の医療体制はひっ迫していないとして現時点では行動制限は必要ないという考えを示しました。

この中で、北橋市長は市内の医療体制はひっ迫していないとしたうえで、行動制限については「市民ひとりひとりが基本的な感染症対策を十分にやっただいていただく。まずは我々ができることを着実にこなしていくべきだ」と述べ、現時点では必要ないという考えを示しました。

そのうえで、「これまでのように市民への行動制限や、飲食店への時短要請は多くの国民の共感が得られるのかという気がする」と述べて、今後、感染症の専門家の意見を踏まえて政府が一定の指針を示すべきだという考えを述べました。

学校は夏休みに入りますが、部活動やひまわり学習塾の実施について北九州市教育委員会より何らかの通知がありましたら、「いっせいメール」でお知らせします。日頃からできる感染予防策をとっていただきますようお願いいたします。

感染症予防対策の例(農林水産省 HP より抜粋)

- 毎日体温を測定し、記録する
- 発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、自宅で過ごす(病院や保健所の指示に従う)
- 不特定多数が集まる場所では、マスクを着用する
- 人との間隔はできるだけ2メートルを目安に適切な距離を確保する
- 屋内で作業する場合は、換気を行う

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

対象者		出席停止等の取扱い		
感染者		出席停止		
濃厚接触者	児童生徒等(本人)	出席停止 ※PCR検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触等の翌日から7日間は登校不可 ※ただし、抗原定性検査キット(自費)により4日目と5日目に検査を行い、陰性であった場合には、5日目から登校可。		
	同居家族	【症状あり】	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可	
		【症状なし】	自宅待機となった同居家族とともに児童生徒等本人も症状がない場合、登校可	
発熱や咳等の症状がみられるとき(PCR検査受検予定なし)		児童生徒等(本人)	出席停止 ※症状がなくなれば登校可	
		同居家族	登校可	
PCR検査受検の予定あり	発熱や咳等の症状がみられるとき	児童生徒等(本人)	出席停止 ※PCR検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可	
		同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可	
	症状はないが、念のために検査を受検する場合	【施設等で陽性者発生なし】 ・スクリーニング ・入院、手術 等	児童生徒等(本人)	登校可
		【施設等で陽性者発生あり】 ・学級閉鎖 一斉 PCR 等	同居家族	登校可
児童生徒本人のワクチン接種		接種のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日	
		副反応のため欠席	出席停止	
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席		校長が出席しなくてもよいと認めた日		
何ら症状等がない児童生徒等が「感染が不安」との理由で欠席する場合				

令和4年6月1日現在

- 出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」です。
- 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日です。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とします。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとします。
- 行事等の際の登校判断に関して、相談があれば学校へ連絡してください。
- 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合があります。
- この登校判断の表は本校学校ホームページにも掲載しています。